

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	WEBTAWN(債権者情報)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 財政係		
個人情報ファイルの利用目的	歳入・歳出伝票の作成		
記録項目	1氏名、2法人名、3法人代表者名、4性別、5生年月日、6住所、7口座情報		
記録範囲	津別町に債権を有する個人及び法人		
記録情報の収集方法	住民基本台帳、本人及び相続人、各担当課		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	—		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課財政係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和5年4月1日

住民企画課 財政係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	WEBTAWN(法定調書情報)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 財政係		
個人情報ファイルの利用目的	法定調書作成		
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4個人番号、5支払金額、6源泉徴収税額、7社会保険料等の金額		
記録範囲	津別町より法定調書の交付を受けた者		
記録情報の収集方法	住民基本台帳、本人、各担当課、歳出伝票情報		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	税務署、市町村税務担当課、本人		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課財政係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		<input type="checkbox"/>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和5年4月1日

住民企画課 財政係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	津別共同墓地管理台帳(Excel)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 住民環境係		
個人情報ファイルの利用目的	津別共同墓地利用状況の管理		
記録項目	1許可番号、2墓地番号、3指名、4住所、5地番、6許可年月日、7変更内容、8備考		
記録範囲	津別共同墓地を使用する者及び使用区域		
記録情報の収集方法	申請書		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	利用者、石材店		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課住民環境係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		<input type="checkbox"/>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

住民企画課 住民環境係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	軽自動車税賦課情報ファイル(Excel)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 税務収納係		
個人情報ファイルの利用目的	津別町を車両保管場所とする軽自動車に対して、軽自動車税を賦課するために利用する。		
記録項目	1標識、2車種区分、3車台番号、4排気量、5用途、6車名、7型式、8年式、9初度検査年月、10グリーン化特例区分、11原動機型、12車検有無、13車検有効期限、14登録事由、15登録年月日、16異動事由、17異動日、18車両保管場所、19課税区分、20税額、21納入期限、22使用者氏名、23使用者住所、24所有者氏名、25所有者住所、26納税者氏名、27納税者住所、28納付書送付先氏名、29納付書送付先住所、30銀行・支店、31口座番号、32口		
記録範囲	申請書により標識の交付を受けた軽自動車(当初賦課時点)		
記録情報の収集方法	津別町及び、軽自動車協会、運輸支局に提出された申請書。軽OSSの申請情報。		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	非該当		
記録情報の経常的提供先	本人		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課税務収納係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		<input type="checkbox"/>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日): 令和5年4月1日

住民企画課 税務収納係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	WEBTAWN(軽自動車税種別割登録情報)		
行政機関等の名称	津別町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 税務収納係		
個人情報ファイルの利用目的	津別町を車両保管場所とする軽自動車の登録状況について管理するために使用する。		
記録項目	1標識、2車種区分、3車台番号、4排気量、5用途、6車名、7型式、8年式、9初度検査年月、10グリーン化特例区分、11原動機型、12車検有無、13車検有効期限、14登録事由、15登録年月日、16異動事由、17異動日、18車両保管場所、19課税区分、20税額、21納入期限、22使用者氏名、23使用者住所、24所有者氏名、25所有者住所、26納税者氏名、27納税者住所、28納付書送付先氏名、29納付書送付先住所、30銀行・支店、31口座番号、32口		
記録範囲	標識の交付・返還の申請を受けた軽自動車		
記録情報の収集方法	津別町及び、軽自動車協会、運輸支局に提出された申請書。軽OSSの申請情報。		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当		
記録情報の経常的提供先	本人、軽自動車協会		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課税務収納係	
	(所在地)	津別町字幸町41番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—		
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル		<input type="checkbox"/>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—	
	(所在地)	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
備考			

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

住民企画課 税務収納係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	給与支払報告書(紙ファイル)			
行政機関等の名称	津別町長			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 税務収納係			
個人情報ファイルの利用目的	町道民税の賦課に利用するため。			
記録項目	1氏名、2住所、3支払金額、4給与所得控除後の金額、5所得控除の額、6源泉徴収額、7扶養控除、8社会保険料等の金額、9生命保険料の控除額、10地震保険料の控除額、11住宅借入金等特別控除の額、12生命保険料の金額の内訳、13住宅借入金等特別控除の内訳、14控除の種類、15給与支払者			
記録範囲	1月1日時点において津別町を居住地とする者で、給与の支払いを受けている者。			
記録情報の収集方法	給与支払者からの提出			
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当			
記録情報の経常的提供先	網走税務署			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課税務収納係		
	(所在地)	津別町字幸町41番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—			
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>
	政令第21条第7項に該当するファイル			無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—		
	(所在地)	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—		
	(所在地)	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当			
備考				

作成日(最終修正日): 令和5年4月1日

住民企画課 税務収納係

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	町道民税課税台帳(紙ファイル)			
行政機関等の名称	津別町長			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民企画課 税務収納係			
個人情報ファイルの利用目的	町道民税の賦課に利用するため。			
記録項目	1氏名、2住所、3支払金額、4給与所得控除後の金額、5所得控除の額、6源泉徴収額、7扶養控除、8社会保険料等の金額、9生命保険料の控除額、10地震保険料の控除額、11住宅借入金等特別控除の額、12控除の種類、13寄附金控除			
記録範囲	住民税申告者および確定申告者			
記録情報の収集方法	津別町への住民税の申告、津別町を介して行った所得税及び復興特別所得税の申告、税務署に直接提出した所得税及び復興特別所得税の申告			
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	該当			
記録情報の経常的提供先	網走税務署			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	津別町役場住民企画課税務収納係		
	(所在地)	津別町字幸町41番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—			
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/>	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>
	政令第21条第7項に該当するファイル			無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—		
	(所在地)	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	—		
	(所在地)	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当			
備考				

作成日(最終修正日): 令和5年4月1日

住民企画課 税務収納係